

田辺市周辺衛生施設組合職員の育児休業等に関する条例

制定 平成4年4月1日 条例第1号
改正 平成17年5月1日 条例第2号
平成29年3月1日 条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等)

第2条 職員の育児休業等については、田辺市職員の育児休業等に関する条例（平成17年田辺市条例第35号）の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月1日条例第2号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。